



平成 26 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 カシオ計算機株式会社
 代表者名 代表取締役 社長執行役員
 樫尾 和雄
 (コード番号 6952 東証第 1 部)
 問合せ先 取締役 専務執行役員 財務・IR 担当
 高木 明德
 (TEL 03-5334-4852)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 58 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は執行役員の職務遂行体制の強化を図るため、業務執行の役割・責任に応じて執行役員に階層を設けることといたしました。これに伴い、現行定款第 15 条〈招集権者及び議長〉、第 22 条〈代表取締役及び役付取締役〉に所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>〈招集権者及び議長〉</p> <p>第15条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>〈代表取締役及び役付取締役〉</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって取締役中から名誉会長、会長、副会長、社長各1名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>〈招集権者及び議長〉</p> <p>第15条 株主総会は、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた<u>取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>〈代表取締役〉</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 26 年 6 月 27 日 (金曜日)

定款変更の効力発生日

平成 26 年 6 月 27 日 (金曜日)

以 上